

令和8年度伊奈町保育施設等入所の利用調整に関する基準

1. 基準指数

対象児童名：

生年月日：

番号	保育に当たる保護者の状況					指数		実施 期間	
	類型		細目			父	母		
1	就労	外勤 又は 自営	月20日以上 (週5日以上)	1日7時間(週35時間)以上の就労を常態		20	20		
				1日6時間(週30時間)以上の就労を常態		18	18		
				1日4時間(週20時間)以上の就労を常態		16	16		
			月16日以上 (週4日以上)	1日7時間(週28時間)以上の就労を常態		18	18		
				1日6時間(週24時間)以上の就労を常態		16	16		
				1日4時間(週16時間)以上の就労を常態		14	14		
		上記以外で月64時間以上を常態として就労している場合					13		13
内職	月収5万円以上の就労を常態			12	12				
	月収5万円以下の就労を常態			10	10				
2	求職 活動	内定	月20日以上	1日7時間(週35時間)以上の就労を常態		10	10		
				1日6時間(週30時間)以上の就労を常態		9	9		
				1日4時間(週20時間)以上の就労を常態		8	8		
			月16日以上	1日7時間(週28時間)以上の就労を常態		9	9		
				1日6時間(週24時間)以上の就労を常態		8	8		
				1日4時間(週16時間)以上の就労を常態		7	7		
			上記以外で月64時間以上を常態として就労している場合						5
		未定	求職中(就労誓約書)			1	1		3か月以内
3	不存在	死亡、離婚(調停中、裁判中、住民票が別)、行方不明、拘禁、未婚				20	20		
4	妊娠・出産	入所期間終了後も入所希望する場合は、再度申請が必要				20	20	予定日の前後2 か月	
5	就学	すでに日中、就学・技能習得のため外出を常態(番号1を準用)						当該期間	
		日中、就学・技能習得が内定(番号2を準用)							
6	病気 障がい	病気	在宅 療養	1ヶ月以上入院予定		20	20	入院・治 療を要し なくなる 月まで	
				常時臥床		20	20		
				精神性	精神障害者保健福祉手帳1～2級		20		20
					上記以外の程度		16		16
				一般療養	医師が1ヶ月以上の安静を要すると診断した場合		16		16
					医師が1ヶ月以上の通院加療を要すると診断した場合		12		12
		障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A～B				20	20	左記の基準 に該当しなく なる月
			身体障害者手帳3級				18	18	
			身体障害者手帳4級以下、療育手帳C				12	12	
7	看護 介護	居宅 外	週5日以上日中週30時間以上(重度心身障害者(児)等)の介護を状態			20	20	介護を 要しなく なる月	
			週5日以上日中週20時間以上の介護を状態			16	16		
			週4日以上日中週16時間以上の介護を状態			14	14		
		居宅 内	全介護を必要とする場合(重度心身障害者、要介護認定3・4・5程度)			20	20		
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)			15	15		
8	災害・復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合				20	20		
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合				20	20		
基準指数小計【A】 (父+母の合計値) ※二人合わせて最高40点									

2. 調整指数

項目	条件			指数		備考
				父	母	
世帯加算	保護者の就労状況	1	生計中心者の失業(解雇・倒産)により就労の必要性が高い	3		
		2	保護者が産前産後の休業または育児休業を取得している	2		
		3	町内の保育施設に保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師の有資格者)として勤務している	5		
		4	町外の保育施設(保育所、小規模、認可、認可外、事業所内託児所)に保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、准看護師の有資格者)として勤務している	4		
	家庭状況	5	生活保護世帯または中国残留邦人支援給付受給世帯	8		
		6	父母の一人が不存在(死亡、離婚、未婚)	15		6～8のうちいずれか一つ
		7	父母の両方が不存在(死亡など)	16		
		8	離婚協議中、離婚調停中、裁判中(状況がわかる書類が必要)	14		
		9	父母の一人が単身赴任、または3ヶ月以上入院等により不在	3		
		10	申込み日現在、小学校就学前の児童が3人以上いる	2		
	障がい	11	保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A～B、精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持	3		11～14のうちいずれか一つ
		12	保護者が身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級を所持	2		
		13	保護者が難病を患っている(基準指数6「病気」項目該当者のみ加点)	1		
		14	保護者以外で同一世帯に身体障害者手帳1～3級、療育手帳○A～B、精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持しているものがある場合	1		
	児童の状況	15	すでに兄弟姉妹が保育施設に入所中(在籍児が卒園する場合は除く)	4		
		16	兄弟姉妹で同時に新規申込みをする場合	2		
		17	地域型保育施設等を入所期間満了で卒園する場合	30		
		18	町外の認可保育施設に入所しており、町内の認可保育施設への転園を希望(転入予定者含む)	8		
		19	認可外保育施設(家庭保育室、ベビーホテル等)に有料で預託している	4		
		20	職場内託児所に有料で預託している	3		
		21	一時預かり利用中(直近1か月の利用が10回以上)	1		
		22	兄弟姉妹が別施設に入所中のため、同一施設に転園を希望	8		
		23	要支援家庭等(児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合)	20		
世帯減算	保護者の就労状況	24	自営で中心者でない場合(児童の祖父母等家族が経営者の場合)	-1		
		25	居宅内における自営業の場合	-1		
	家庭状況	26	申込児以外の子どもを保育所・幼稚園等に預けていない世帯	-1		
		27	転入予定者のうち、居住予定地が確認できない(契約書の写し無)	-5		
	同居世帯員	28	65歳未満世帯員の勤務証明書等書類の未提出。	-20		
	保育料滞納	29	入所児童または卒園児童の保育料を滞納している場合	-25		
	内定辞退	30	入所内定後、自己都合による辞退(一回につき・年度内のみ減算)	-10		
調整指数小計【B】						

合計指数【A+B】				
-----------	--	--	--	--

◎実施指数が同点の場合の優先順位

1	生活保護世帯
2	ひとり親世帯
3	すでに兄弟姉妹が保育所等へ入所しており、同一施設への入所が見込める場合
4	基準指数の高い世帯
5	養育している18歳未満の世帯員の人数が多い者
6	利用者負担額算定年度町民税所得割額(住宅ローン等控除前)の低い世帯(同額の場合は収入の低い世帯が優先)

◎利用調整の優先順位

1	町内在住者(転入予定有含む)
2	町外在住者(転入予定無)
3	育児休業延長の許可に関する申出書提出者